

処遇改善加算 I

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	9,360,000 円	<input checked="" type="radio"/>
②賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 ( 12 か月 )	
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。	
	○基本給(新しく採用する介護職員 正社員月給20,000円アップする、パートの時給182円アップする。介護職員に対し4月に人事評価を行い職務能力・勤続年数に応じて正社員月給30,000円昇給、パート時給平均90円昇給する。) ○余剰額がある場合は、既存の賞与の引き上げによって職員に支給する。 (引き上げ幅は、勤務成績・日数を考慮して各人ごとに決定する) ・その他(介護職員(主任)に主任手当10,000円を支給し、(副主任)に5,000円支給する。)	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 30 年 4 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )	

特定処遇改善加算 II

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 ( 12 か月 )	<input checked="" type="radio"/>
経験・技能のある介護職員(A)の考え方	○次の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定 ①介護職員として勤続10年以上(系列法人の他、他法人における実務経験を含む) ②介護福祉士の資格を有する者 ③勤務成績の評価が上位1~2である者 (4(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。	
	○特定処遇改善加算の新設(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 特定処遇改善加算の額を次のとおりとする。 経験・技能のある介護職員 月額 40,000~80,000円 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 2 年 6 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )	

ベースアップ処遇改善加算

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 ( 12 か月 )				○
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	<input type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当 (新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当 (既存の増額)	
	上記以外 (必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当 (新設)	<input type="checkbox"/> 手当 (既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他 ( )
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。				
	<p>○ベースアップ等支援加算手当の新設(引き上げ幅は、資格・経験・技能・勤務成績・勤務日数を考慮して各人ごとに決定)                      ベースアップ等支援加算手当を次のとおりとする。                      介護職員 月額1,600円~9,000円                      その他の職種 月額 3,000~9,000円                      ○余剰額がある場合は、既存の賞与の引き上げによって職員に支給する。                      (引き上げ幅は、勤務成績・日数を考慮して各人ごとに決定する)</p>				
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	令和 5 年 6 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 )				